

月形町地域防災計画（雪害予防計画）

月形町豪雪等災害対応マニュアル

月形町総務課
（平成25年1月作成）

月形町豪雪等災害対応マニュアル

第1章 総則

1 目的

この豪雪等災害対応マニュアルは、豪雪時における除排雪体制、情報伝達・情報収集体制、国・道・防災関係機関との連携、要援護者対策、職員配備体制など具体的な行動計画を定めることにより、災害の未然防止及び、被害を最小限に抑える応急対策を実施し、早期復旧と町民の不安の軽減を図ることを目的として作成したものである。

2 マニュアルの性格

この豪雪等災害対応マニュアルは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成された月形町地域防災計画（以下「防災計画」という）を補完するものとして定めたものであり、今後も実態に応じて随時見直しを行っていくものである。

このマニュアルの対象となる降雪状況等災害事象は、異常な降雪・暴風雪（吹雪）・積雪により道路等の除雪に影響を及ぼし、通行止めや公共交通機関の運休、家屋の被災、人的被害など、被害の広範化が予想される状況等をいう。

3 用語の定義

- 災害： 災害対策基本法第2条第1号に定める災害とする。
- 豪雪： 災害対策基本法において、災害の原因である異常な自然現象の一つであり、規模が大きく、深刻な被害・災害をもたらすような異常な降雪、暴風雪（吹雪）及び大量の雪が降り積もる現象とする。

4 豪雪の履歴

月形町で発生した主な豪雪は、次のとおりである。

①昭和60年豪雪：長期間継続的な雪

総降雪量 1299cm 最大積雪深 248cm

②平成10年豪雪：長期間継続的な雪

総降雪量 1222cm 最大積雪深 238cm

③平成23年豪雪：長期間継続的な雪

総降雪量 1403cm 最大積雪深 265cm

第2章 組織計画

1 警戒配備体制及び月形町豪雪対策本部

豪雪となるおそれのある一定の気象状況の時に警戒配備体制をとる必要があるとき又は、災害が発生し、月形町災害（豪雪）対策本部設置に至らない災害対策の実施が必要と認められるときには、月形町災害（豪雪）対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 月形町豪雪対策本部の設置及び廃止

町長は、災害対策基本法第23条の2の規定により、月形町において災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、防災活動の推進を図るため必要があると認めるときは、月形町災害（豪雪）対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

なお、対策本部の設置及び廃止基準は次のとおりとする。

（豪雪に係る対策本部設置基準）

ア 豪雪により、災害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。

イ 豪雪により町道除雪計画に基づく除雪が困難な状況となったとき。

ウ 広域的に住民への救援や援助を要するとき。

（豪雪に係る対策本部廃止基準）

ア 豪雪災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

イ 災害の発生のおそれがなくなったとき。

3 配備基準等

気象状況に応じ、防災計画第3章第3節第1配備計画による。なお、詳細は「配備基準」（別表1）の配備体制をとり、所要の活動を行うものとする。

4 対策本部設置時の配備計画主な所掌事務

総務部→総務課、議会事務局、出納室

- ・ 対策本部の設置、廃止及び会議の開催に関すること。
- ・ 職員の配備及び動員に関すること。
- ・ 災害に対する各班、関係機関からの情報収集・連絡調整に関すること。
- ・ 町民への情報提供に関すること。
- ・ 町民等からの問い合わせ、苦情等に関する処理及び担当部への処理依頼に関すること。

ること。電話対応する場所は別途指示する。

- ・ 町議会との連絡調整に関すること。
- ・ 交通機関の運行等に関する情報収集及び広報に関すること。
- ・ 公共施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 行政区への連絡及び連携に関すること。
- ・ 報道機関との連絡調整に関すること。

民生対策部→住民課、保健福祉課、月新水道企業団

- ・ 要援護者の安否確認に関すること。
- ・ 要援護者の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 民生委員への連絡及び連携に関すること。
- ・ 災害廃棄物の処理に関すること。
- ・ 福祉施設等の被害調査に関すること。
- ・ 水道施設の被害調査に関すること。

産業対策部→産業課、農業委員会

- ・ 町道及び公共施設の除排雪に関すること。
- ・ 除雪計画・進行状況に関し、国・北海道との連絡調整に関すること。
- ・ 通行不能箇所等の調査及び対策に関すること。(町内パトロール)
- ・ 道路・橋梁等の公共土木施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 被害家屋、停滞車輛等の災害情報の収集に関すること。
- ・ 土木建設関係業者の動員に関すること。
- ・ 農業・畜産施設被害の調査及び応急・復旧対策に関すること。
- ・ 商工業の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 倒木等に関すること。

文教対策部→教育委員会

- ・ 災害時の児童生徒の安全確保に関すること。
- ・ 学校の休校、登下校時間に関すること。
- ・ 学校・社会教育施設・社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。

5 地域担当職員

地域担当職員は、防災計画第3章第2節第1に基づき行動するものとする。

第3章 情報収集及び情報連絡計画

1 情報収集体制（総務部）

ア 国、北海道、近隣市町村、気象台、消防、警察等の行政及び防災関係機関と連携を密にして情報収集を図る。

イ JRや路線バス等の公共交通機関と連携を密にして情報収集を図る。

ウ 町民からの情報提供に対応できるよう窓口を設ける。

2 情報連絡体制（総務部、民生対策部、産業対策部、文教対策部）

降雪状況、除雪状況等の情報連絡及び報告は、各体制において必要の都度行うものとするが、必要に応じて連絡会議を開催する。また、休日・夜間の第3非常配備時の関係部局への連絡は、緊急連絡網により行うものとする。

3 通常時の連絡体制

警戒配備体制をとっていない通常時においても、災害につながるおそれがある場合は、各課（局）と防災担当者は連携を密にして情報共有を図る。

第4章 広報活動計画

豪雪時における情報を迅速かつ適切に町民に対し提供するために、連絡系統その他必要事項に関し、予め所要の体制を確立することによって町民生活の混乱を防止する。

1 情報項目

次の情報から必要なものを町民に提供する。

ア 連絡会議及び対策本部の設置及び廃止

イ 降雪等気象に関する情報

ウ 除雪に関する情報

エ 公共交通機関の運休に関する情報

オ 学校の休校に関する情報

カ 道路情報（通行止め）

キ 町民への注意喚起と協力依頼

ク その他（町等主催のイベント中止連絡等）

2 広報方法及び連絡系統

情報提供は、IP告知端末、防災行政無線、町ホームページ等を通じて町民に対して行うこととする。

また、行政区長に対しても電話等で情報提供し、地域の状況について情報提供を受けることとする。

第5章 緊急除排雪体制

異常な降雪・積雪等により道路等の除雪に影響を及ぼし、通行止めや公共交通機関の運休、家屋の被災、人的被害など、被害の発生が予想される状況となった場合、緊急除雪体制として次の対応を行うものとする。

1 緊急除排雪体制時に優先して除排雪を行う路線等

町道及び公共施設の除排雪は、町民生活に影響のある路線等から実施するものとするが、降雪及び積雪の状況を見ながら、効率的かつ的確な除排雪を実施する。

ア 火災・救急医療・医療機関・避難場所としての性格を持つ公共施設など緊急に除雪を行わなければならない施設及びその路線

イ バス路線

ウ 地区として交通量が多く重要な路線

2 要援護者の応急対策

要援護者の家屋の除雪等、応急対策が必要と判断した場合は、降雪の状況を見ながら必要に応じて職員で除雪援助等の応急対策を実施する。応急対策方法等は連絡会議・対策本部で協議し、体制等詳細については別途指示する。

3 国・北海道との連携

国（北海道開発局）との「北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ」及び北海道との「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、災害発生の初期の段階から国及び北海道と緊密な情報交換を行い、相互に協力して必要な除雪体制を整える。

また、必要に応じ国・北海道以外との災害に関する協定を利用し、不測の事態に備えるものとする。月形町災害協定一覧は別表2のとおり。

第6章 自助・共助・公助による役割分担と相互連携及び協力

(町民へのお願い事項)

1 町民の役割（自助）

- ア 家族間での話し合いなどで防災に関する意識付けを行う
- イ 非常持出品、非常備蓄品の準備（懐中電灯、ラジオ、灯油、スコップ等）
- ウ ラジオ等により気象情報等の最新情報に注意する
- エ IP告知端末、防災無線等による町からの情報に注意する
- オ 隣近所で声を掛け合うなど協力して、玄関先やストーブの排煙設備等の除雪を行う
- カ 屋根からの落雪に注意する
- キ 屋根の積雪を確認し、雪下ろし作業を行う場合は複数で行う

2 行政区・町内会・ボランティア組織等の役割（共助）

災害発生直後は、公的な救援活動には限界があるため、地域住民が連携して災害対応を行う必要がある。

- ア 行政区長・町内会長等は町と連携を図り、災害に対する正しい情報の収集とその伝達を行う
- イ 町に対し必要な情報提供を行う
- ウ 地域の一人暮らしの高齢者などの安否確認、救援や援助を町の民生対策部や民生委員・行政区等と連携しながら手分けして行う
- エ 行政区長等を中心に地域住民みんなで、生活用道路の除雪等を行う
- オ 事業所等は行政区長などと連絡をとり、その地域と連携して可能な協力を行う

3 町の役割（公助）

- ア 町民の安全・安心の確保を図るため、最大限の対応を行う
- イ 道路網の確保に関すること
- ウ 迅速・的確な町民への情報提供
- エ 町民の安全・安心に関すること

資料編 3

別表 1

配備基準

体制	配備基準	配備体制
注意体制	月形町に大雪又は暴風雪警報が発令された場合	危機管理係配備
第1非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 月形町に大雪又は風雪注意報が発令され、災害の発生のおそれがある場合 2 月形町に大雪又は暴風雪警報が発令され、災害の発生のおそれがある場合 3 観測地点の積雪深が、200cmに達する可能性がある場合 	防災計画による。なお、状況が相当時間続く場合の休日等の対応：危機管理係配備、産業課1名待機)
第2非常配備	<p>下記の基準の一に該当し、町長が必要であると認めた場合、豪雪対策連絡会議を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴風雪・降雪により、交通まひ等の事態が発生し、応急対策が必要なとき 2 暴風雪・降雪により局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 3 観測地点の積雪深が200cmを超え、通常の除雪体制が確保できなくなるおそれがある場合 	防災計画による。なお、状況が長期間に渡る場合の休日等の対応：総務課1名、産業課1名配備)
第3非常配備	<p>下記の基準の一に該当し、町長が必要であると認めた場合、豪雪対策本部を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 豪雪による被害が大規模で、広範囲にわたるとき 2 暴風雪・降雪による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策が必要なとき 3 観測地点の積雪深が220cmに達し、通常の除雪体制での除雪が困難な状況となったとき 	防災計画による。なお、状況が長期間に渡る場合の休日等の対応：各部から1名ずつ配備)

※1 状況により、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変な対応を行うものとする。

※2 観測地点は月形町月ヶ岡とする。